

◎新潟県告示第1054号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所  
荒川漁業協同組合  
村上市荒島144-24
- 2 漁業権の免許番号  
内共第4号
- 3 変更の内容

変 更 後			変 更 前		
(遊漁期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。			(遊漁期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。		
ア 魚種	イ 期 間		ア 魚種	イ 期 間	
(略)			(略)		
さくらます	3月16日から 5月31日まで	上流、関川村地内丸山大橋下流端から、下流、村上市地内荒川橋上流端までの区間。但し、荒川頭首工取水堰上流端から上流50m、下流端から下流600mの区間を除く荒川本川に限る。	さくらます	3月16日から 5月31日まで	上流、関川村地内高田橋下流端から、下流、村上市地内荒川橋上流端までの区間。但し、荒川頭首工取水堰上流端から上流50m、下流端から下流600mの区間を除く荒川本川に限る。
2 1月1日から5月31日までの間もくずがに漁業及びさくらます漁業を除いたすべての漁業において丸山大橋より禁漁区を含む下流については禁漁とする。			2 1月1日から5月31日までの間もくずがに漁業及びさくらます漁業を除いたすべての漁業において荒川頭首工用水取水堰より禁漁区を含む下流については禁漁とする。		

- 4 変更後の遊漁規則の施行日  
平成24年9月1日